

# 香川県テニス協会委員会規則

第1条（目的）本協会会則第12条の規定に基づき、本テニス協会の業務を組織的かつ、効率的に行うため委員会を設置する。

第2条（組織）委員会は理事会の諮問に応じ意見を具申するとともに、理事会から委任された事項の実施にあたる。

2 委員会の構成は委員長、副委員長、委員若干名としその選出は理事会において決定する。

3 委員会には必要に応じ部会を設けることが出来ることとし部会長、副部会長の選出は理事会において決定する。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第3条（委員長の職務）委員長は委員会に於ける会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第4条（業務）各委員会の分掌業務は下記の通りとする。

## 1 総務委員会

① 本協会の運営に関する理事会審議事項の原案作成に関すること。

② 予算及び決算など、本協会の財務に関すること。

③ 本協会の広報に関すること。

④ 本協会ならびにテニス競技の活性化に関すること。

⑤ 協会関係者の慶弔に関すること。

⑥ その他、何れの委員会にも属さないこと。

## 2 大会運営委員会（ジュニアを除く）

① 大会の運営実施及び各種行事の計画策定に関すること。

② 大会ドロー作成に関すること。

③ その他、大会運営に関すること。

## 3 選手強化委員会

① 長期的、短期的選手強化計画の策定と実施に関すること。

② 各種ランキングの作成に関すること。

③ 県代表派遣選手の選考に関すること。

④ その他選手強化に関すること。

## 4 普及指導委員会

① テニス教室など普及、指導計画の策定と実施に関すること。

② ルール講習会、審判講習会などの運営実施に関すること。

④ その他普及、指導に関すること。

## 5 ジュニア委員会

- ① ジュニア育成に関すること。
- ② ジュニア大会の運営実施に関すること。
- ③ 県代表派遣ジュニア選手の選考に関すること。
- ④ その他、ジュニアに関すること。

昭和60年 4月 1日 (制定)

平成 8年 3月24日 (改正)

平成18年 4月23日 (改正)

平成30年 4月15日 (改正)